

令和3年度 安全普及啓発活動等事業計画

一般社団法人 新潟県PTA安全互助会

1 事業の目的

新潟県及び新潟市のPTA会員の安全と健康に関する意識の向上を図り、活動を奨励するため、財政的支援（助成金交付）を行うことを目的とする。

2 助成金交付の対象事業

- (1) 安全の向上を図る活動
- (2) 健康の増進を図る活動
- (3) 人権の啓発を図る活動
- (4) 環境の整備を図る活動
- (5) その他理事長が認めた活動

ただし、次の項目に該当する活動には交付しない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的、政治的宣伝の意図を有する活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) 他団体又は下部組織の財政支援を目的とした活動
- (5) その他理事長が別に定める活動

＜助成金交付対象事業例＞

交通安全指導講習会 児童・生徒・保護者自転車安全運転指導 自転車安全点検
保護者成人病対策講演会 環境教育講演会 防災安全講演会（講習会）
環境教育講演会 いじめ・不登校講演会 薬物乱用講演会 救急教室
スポーツ大会実施上の安全教育講演会（講習会） 健康増進、疾病予防講演会
健康・安全・食育講演会（講習会） 児童生徒理解講演会
人権教育講演会 特別支援教育啓発講演会 など
※ 飲食に係る経費は該当しない。

3 助成金交付対象団体（当法人が運営する新潟県PTA安全互助会に加入している団体）

新潟県小中学校PTA連合会
新潟市小中学校PTA連合会
新潟県の郡市PTA連合会及び協議会（新潟市小中学校PTA連合会を除く）
新潟県の単位PTA

4 助成金の額

1団体、年間1回を原則とし、団体の規模により下記の金額を限度に予算の範囲内で交付する。

新潟県小中学校PTA連合会	: 35万円
(新潟市小中学校PTA連合会	: 20万円)
新潟県の郡市PTA連合会及び協議会（新潟市小中学校PTA連合会を除く）	: 5万円
新潟県の単位PTA	: 2万円

5 助成金の申請と報告

助成金の交付を受けようとする団体は、事業実施前に、申請書（様式1-1、様式1-2、様式1-3）を提出する。様式は、HPよりダウンロードする。

申請書提出後に審査し、交付決定を書面で通知するとともに、指定口座に交付決定額を振り込む。事業終了後60日以内に報告書（様式2、様式3）を提出する。

6 申請と報告の提出期間

申請書：4月1日～12月31日 報告書：5月1日～2月28日

7 助成金の取り消しと返金

次の項目に該当した場合は、助成金の取り消しや返金を求める。

- (1) 申請書及び報告書に虚偽があった場合
- (2) 申請書及び報告書の添付書類に不備があった場合
- (3) 助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- (4) 助成金交付後に助成活動の中止や変更で活動の目的を達せられない場合
- (5) その他不正、怠慢、不適切な行為が認められた場合

8 その他

平成25年度より開始の事業であり、令和3年度も継続する。

ただし、申請回数はそれぞれ5回までとする。

令和4年度より、助成開始時に戻し、新たに5回までの申請を可とする。